

ト、電話通話規則(大正三年十月十五日) (省令第三十八號)

ノ規定ニ依ル加入登記料ニ付之ヲ準用ス
第十三條 他人ノ爲ニ自己ノ名義ヲ使用シテ
特別開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス
前項ノ規定ニ違反スルモノト認ムルトキハ
當該加入又ハ加入申込ハ之ヲ取消ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(書式略)

第一條 電話ノ通話(以下準ニ通)ニ關シテハ別段ノ

規定アル場合ノ外凡テ本令ノ定ムル所ニ依
ル 但シ同一電話加入區域内ニ於ケル加入
者相互間通話ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第二條 通話ヲ分チテ左ノ五種トス

一 普通通話

二 至急通話

三 夜間普通通話

四 夜間至急通話

五 定時通話

普通通話ニ先タチテ取
扱フ通話ヲ謂フ

普通通話料三十錢以上

ノ通話區域ニ於テ午後

八時ヨリ翌日午前七時

迄ノ間ニ取扱ヲ開始ス

ル通話ヲ謂フ

普通通話料三十錢以上

ノ通話區域ニ於テ午後

八時ヨリ翌日午前七時

迄ノ間ニ夜間普通通話

ニ先タチテ取扱ヲ開始

スル通話ヲ謂フ

別ニ公示スル通話區域

ニ於テ請求者ノ指定シ

タル時刻ニ取扱ヲ開始

スル加入者相互間ノ通

話ヲ謂フ

第三條 通話ハ每三分時ヲ以テ一通話時トス

但シ三分時ニ滿タサルモノト雖モ之ヲ一通

話時ト看做ス通話時ハ關係電話回線ノ接続

ヲ爲シ通話ヲ爲シ得ル状態ニ置キタル時刻

ヨリ之ヲ起算ス

第四條 通話ハ三通話時迄繼續スルコトヲ得

但シ電話官署ハ豫約新開通話豫約取引所通

話又ハ定時通話ノ取扱上必要アル場合ニ於

テハ二通話時以下ニ止メ又通話ノ際他ニ請

求者ナキ場合ニ於テハ四通話時以上ヲ繼續

スルコトヲ得セシム

電話官署ハ通話輻輳ノ際多數ノ通話ヲ請求

スル者ニ對シ其ノ請求ニ應セサルコトアル

ヘシ

第五條 各種通話ノ順位ハ特ニ定ムル場合ヲ

除クノ外左ノ順序ニ依リ同一順序ノ通話ノ

順位ハ其ノ請求順ニ依ル

第一 豫約新開通話及豫約取引所通話

第二 定時通話

第三 至急通話及夜間至急通話

第四 普通通話及夜間普通通話

定時通話ノ請求者第十三條第二項ニ依ル消滅ノ通告ヲ受ケタルトキ同時ニ同一對話者ニ對シ請求ヲ爲シタル至急通話又ハ夜間至急通話ハ該定時通話ノ請求受付時刻ヲ以テ其ノ受付時刻ト看做ス

第六條 通話區域ハ市内及市外トシ市内通話區域トハ同一電話加入區域ニ屬スルモノヲ謂ヒ市外通話區域トハ其ノ他ノモノヲ謂フ市外通話區域ハ短距離及長距離トシ別ニ之ヲ公示ス 但シ加入者カ長距離通話區域ニ屬スル通話ヲ爲シ得ルハ電話規則第七條又ハ特設電話規則第十四條ニ依リ該加入者カ之ニ對スル資格ヲ有スル場合ニ限ル

第七條 加入者通話ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ所屬電話官署ニ申出ツヘン

- 一 通話種類
 - 普通通話若ハ夜間普通通話ナルトキ(第九條第一項ニ依ル場合ヲ除ク)ハ之ヲ要セス
 - 又定時通話ナルトキハ其ノ指定時刻及通話時數(一通話時ナルトキハ之ヲ要セス)ヲ附加スルコトヲ要ス
- 二 對話地名及對話者電話番号
- 三 請求者電話番号

第八條 通話ノ請求ニ關スル前條第一項各號ノ事項ハ請求後之ヲ變更スルコトヲ得ス 但シ普通通話ヲ至急通話又ハ夜間至急通話ニ夜間普通通話ヲ夜間至急通話ニ變更シ又ハ定時通話ノ通話時數ヲ第十條ノ請求時間内ニ於テ増加シ若ハ通話取扱開始ノ通告前ニ於テ減少スルハ此ノ限ニ在ラス

第九條 夜間普通通話又ハ夜間至急通話ノ請求ヲ其ノ取扱時間外ニ於テ爲シ得ルハ該取扱時間前一時間以内ニ限ル

通話地位ノ關係等ニ依リ實際ノ取扱上普通通話カ第二條第三號ニ該當スルニ至リタルトキハ關係電話官署ニ於テ夜間普通通話ヲ取扱ハサル場合ヲ除クノ外夜間普通通話トシテ若ハ至急通話方同條第四號ニ該當スルニ至リタルトキハ夜間至急通話トシテ之ヲ取扱ヒ又夜間普通通話方同條第三號ニ該當セサルニ至リタルトキハ普通通話トシテ若ハ夜間至急通話方同條第四號ニ該當セサルニ至リタルトキハ至急通話トシテ之ヲ取扱

第十條 定時通話ハ前日午後六時以後指定時刻一時間以前ニ之ヲ請求スヘシ 電話官署ハ定時通話ノ請求アリタル旨ヲ成ルヘク速ニ對話者ニ通告ス

第十一條 電話官署ハ電話取扱上ノ都合ニ依リ定時通話ノ指定時刻ヲ前後十五分以内ニ於テ繰上ケ又ハ繰下ケ之ヲ取扱フコトアルヘシ

第十二條 豫約新聞通話豫約取引所通話若ハ定時通話ノ取扱又ハ其ノ他ノ通話ニシテ長距離通話區域ニ屬スルモノノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者カ他ノ加入者ト市内通話區域ニ屬スル通話中ナルトキハ電話官署ニ於テ其ノ接続ヲ中斷ス

第十三條 通話取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者他ト通話中ナルトキハ前條ニ依リ中斷スル場合ノ外其ノ終了後之ヲ取扱フ定時通話ノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ電話回線ノ故障ニ依リ又ハ前項ニ依リ第十一條ノ時間内ニ通話ヲ開始シ能ハサルトキハ其ノ請求ハ消滅ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求者ニ通告ス

第十四條 加入者相互間ノ通話ニ關シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ請求者ニ對シ通話取消料ヲ課ス但シ第一號及第二號ノ場合ニ於テ通話請求後普通通話及夜間普通通話ハ四十分間又至急通話及夜間至急通話ハ二十分間ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 通話取扱開始ノ通告ニ對シ關係者ノ一方カ通話ノ要ナキ旨又ハ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲ササル旨ヲ申出テタルトキ

二 通話取扱開始ノ通告セムトスルニ當リ喚呼ヲ試ムルモ關係者ノ一方ノ應答ヲ得サルトキ但シ關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

三 定時通話ノ請求者通話ノ要ナキ旨ヲ申出テタルトキ

四 第八條但書ニ依リ定時通話ノ通話時數ヲ減少シタルトキ

第十五條 電話官署ニ對話者ヲ呼出シ通話ヲ爲サムトスル者ハ其ノ呼出ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 呼出區域ハ別ニ之ヲ公示ス

呼出區域ハ別ニ之ヲ公示ス

呼出請求者ハ呼出ニ附帶シ被呼者ニ對スル左記指定事項ノ通告ヲ請求スルコトヲ得

一 必ス本人ニ限ル

二 代人ニテモ差支ナシ

三 即時通話ヲ待ツ

四 何時迄通話ヲ待ツ

五 何處何番(電話)へ通話ス

第十七條 加入者呼出ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ所屬電話官署ニ申出ツヘシ

一 通話種別 (普通通話ナルトキハ之ヲ要セス)

二 通話時數 (一 通話時ナルトキハ之ヲ要セス 被呼者艦船内ニ在ル場合 艇船ニ依リ呼出ヲ要スルトキハ其ノ旨ヲ附加スルコトヲ要ス)

三 對話地名及被呼者居所氏名

四 指定事項

五 請求者ノ電話番號

加入者ニ非サル者呼出ヲ請求セムトスルトキハ前項ノ例ニ準シ呼出券ニ相當事項ヲ記入シ電話官署ニ之ヲ差出スヘシ

第十八條 呼出請求者ハ呼出ノ取消又ハ其ノ指定事項ノ加除若ハ訂正ヲ前條ノ例ニ準シ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ニ對シテハ呼出料相當額ノ料金を課ス但シ關係電話官署ニ對シ通知前ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 呼出ノ請求ニ關スル第十七條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ハ請求後之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十條 呼出ノ請求ニ對シテハ被呼者居所ヲ呼出區域トシテ保持シ電話官署ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル前納通話券ヲ發行シ之ヲ被呼者居所ニ配達ス但シ艇船ノ連絡ヲ要スル艦船ニ配達スヘキモノニシテ艇船配達ノ請求ナキトキハ郵便ニ依ル

一 前納料金額

二 通話種別

三 通話時數

四 被呼者居所氏名

五 指定事項

六 請求者ノ通話番號 (電話官署ニ加入者ニ限リテ) 及其ノ所屬電話官署名 (八幡町電話官署トシテ) (八幡町電話官署ニ加入者ニ限リテ)

七 發行年月日

第二十一條 呼出ノ取消又ハ其ノ指定事項ノ加除若ハ訂正ノ請求ニ對シテハ前條ノ電話官署ニ於テ其ノ旨ノ前條ノ例ニ準シ被呼者ニ通知ス但シ前納通話券ヲ配達ニ付スル以前ナルトキハ呼出取消ノ請求ニ對シテハ其ノ配達ヲ停止シ又呼出指定事項ノ加除若

ハ訂正ノ請求ニ對シテハ相當處理ノ上之ヲ配達ス

前項ニ依リ前納通話券ノ配達ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス

第二十二條 前納通話券ハ第二十條第二號乃至第六號ノ記載事項如何ニ拘ラス其ノ前納料金額ニ相當スル郵便切手貼付ノ通話券ト同一ニ之ヲ使用スルコトヲ得

但シ一通ノ前納通話券ヲ以テ數箇ノ通話ヲ爲シ又ハ二通以上ノ前納通話券ヲ以テ一通ノ通話ヲ爲スコトヲ得ス

前納通話券ノ使用期間ハ發行ノ日ヨリ起算シ三十日トス

第二十三條 居所不分明其ノ他ノ事故ニ因リ同一呼出區域内ニ於テ前納通話券ヲ被呼者ニ配達スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス

前項ノ前納通話券ハ其ノ使用期間内之ヲ發行セル電話官署ニ保管シ置キ被呼者又ハ呼出請求者ヨリ請求アルトキハ之ヲ交付ス但シ呼出請求者ニ於テ交付ヲ望ムトキハ呼出ヲ請求シタル電話官署ニ對シテ其ノ請求ヲ爲スヘシ

第二十四條 被呼者ハ呼出請求者ニ對スル左記應答事項ノ通告ヲ第十七條第二項ノ例ニ依リ請求スルコトヲ得

一 本人出頭シ難シ

二 代人モ差出シ難シ

三 何時頃通話スヘシ

四 別途通信スヘシ

五 何處何番(電話)ニ對シテ通話スヘシ

前項ノ請求ニ對シテハ呼出料相當額ノ料金を課ス第一項ノ請求ニ關シテハ第二十二條ノ例ニ依リ前納通話券ヲ使用スルコトヲ得

第二十五條 前條ノ請求ニ對シテハ呼出ノ請求ヲ受ケタル電話官署ニ於テ其ノ旨ヲ呼出請求者ニ通知ス但シ加入者ニ非サル呼出請求者カ該電話官署ニ在ラサル場合其ノ呼出區域外ニ通知ヲ要スルトキ又ハ其呼出區域内ニ於テ艇船ノ連絡ヲ要スル艦船ニ通知ヲ要スルモ艇船配達ノ請求ナキトキハ郵便ニ依ル

第二十六條 通信大臣ニ於テ必要ト認ムル通話官署上ノ通話ニ關シテハ無料トス

電話機ノ故障其他ノ電話障礙事故ニ因リ公眾ヨリ電話官署ニ對スル市内通話ハ無料トス別ニ告示スル火災報知ノ爲公眾ヨリ消防官署ニ對シテ爲ス市内通話亦同シ

第二十七條 通話ニ關スル料金を左ノ如シ

一 普通通話料夜間普通通話料通話取消料及呼出料

市內	市外	普通通話料 通話時每二 時料一錢	夜間普通通話料 通話時每二 時料一錢	普通通話料 通話時每二 時料一錢	呼出料 一呼出料 二呼出料
一里以內	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢
三里以內	十錢	十錢	十錢	十錢	十錢
五里以內	十五錢	十五錢	十五錢	十五錢	十五錢
十里以內	二十錢	二十錢	二十錢	二十錢	二十錢
二十五里以內	二十五錢	二十五錢	二十五錢	二十五錢	二十五錢
三十里以內	三十錢	三十錢	三十錢	三十錢	三十錢
三十五里以內	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢
四十里以內	四十錢	四十錢	四十錢	四十錢	四十錢
四十五里以內	四十五錢	四十五錢	四十五錢	四十五錢	四十五錢
五十里以內	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢	五十錢
五十五里以內	五十五錢	五十五錢	五十五錢	五十五錢	五十五錢
六十里以內	六十錢	六十錢	六十錢	六十錢	六十錢
六十五里以內	六十五錢	六十五錢	六十五錢	六十五錢	六十五錢
七十里以內	七十錢	七十錢	七十錢	七十錢	七十錢
七十五里以內	七十五錢	七十五錢	七十五錢	七十五錢	七十五錢
八十里以內	八十錢	八十錢	八十錢	八十錢	八十錢
八十五里以內	八十五錢	八十五錢	八十五錢	八十五錢	八十五錢
九十里以內	九十錢	九十錢	九十錢	九十錢	九十錢
九十五里以內	九十五錢	九十五錢	九十五錢	九十五錢	九十五錢
百二十里以內	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
百五十里以內	一圓廿五錢	一圓廿五錢	一圓廿五錢	一圓廿五錢	一圓廿五錢
百八十里以內	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢
二百十里以內	一圓七十五錢	一圓七十五錢	一圓七十五錢	一圓七十五錢	一圓七十五錢
二百四十里以內	二圓	二圓	二圓	二圓	二圓
二百八十里以內	二圓廿五錢	二圓廿五錢	二圓廿五錢	二圓廿五錢	二圓廿五錢
三百二十里以內	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢
其ノ他	二圓七十五錢	二圓七十五錢	二圓七十五錢	二圓七十五錢	二圓七十五錢

四 定時通話料 普通通話料ノ四倍但シ通話料第二條第三號ニ該當スルトキハ夜間普通通話料ノ四倍

普通通話料三十錢以上ノ通話區域ニ於テ通話時トノ始點カ午前七時又ハ午前八時ノ前後ニ分ルルトキハ料金徵收上各別ノモ

トト看做ス第十一條ニ依リ定時通話ノ指定時刻ヲ繰上ケ又ハ繰下ケタル場合ト雖實際ノ取扱時間ニ其ノ料金ヲ課ス靜船ニ依リ配達ヲ要スル場合ノ呼出料ハ第一項第一號ノ金額ニ二十錢ヲ附加ス

市外通話區域ノ里程ハ遞信大臣ノ定ムルル所ニ依リ其ノ料金ハ別ニ之ヲ公示ス

第二十八條 通話ニ關スル料金ノ納付方ハ左ノ區別ニ依ル

- 一 加入者ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ通貨ヲ以テ納ムヘシ
 - 二 加入者ニ非サル者ハ請求ノ際料金ニ相當スル郵便切手 通話時分ノ場合ハ一ヲ通話券又ハ呼出券ニ貼付シテ納メ若ハ通話料ニ不足分ヲ納ムヘシ前納通話券ヲ使用シタル場合ニ於テ料金ニ不足分生シタルトキ亦同シ但公衆電話所ニ於テハ所屬電話官署ノ指定スル方法ニ依リ通話ノ際通貨ヲ以テ納ムヘシ
 - 二十九條 前條第二號ニ依リ郵便切手ヲ以テ料金ヲ納メタル者ハ一通毎二三錢ヲ納メテ其ノ受取證ヲ請求スルコトヲ得
 - 三十條 左記各號ノ料金ハ納付人ノ請求ニ依リ既納ニ係ルトキハ郵便切手納付ノモノハ郵便切手通話納付ノモノハ通貨ヲ以テ之ヲ還付シ又未納ニ係ルトキハ之ヲ免除ス
 - 一 電話官署ノ過失ニ因リ徵收シタル通話ニ關スル料金
 - 二 電話官署ノ過失ニ因リ呼出ノ請求ニ對シ其ノ取扱ヲ爲ササルカ又ハ呼出ノ取扱カ普通郵便ノ連絡ニ依ルヨリモ遅レタル場合ノ呼出料
 - 三 電話官署ノ過失ニ因リ第十八條若ハ第二十四條ノ請求ニ對シ其ノ取扱ヲ爲ササルカ又ハ其ノ取扱カ普通郵便ノ連絡ニ依ルヨリモ遅レタル場合ニ於ケル第十八條及第二十四條ノ取扱料金
 - 四 前納通話券ヲ被呼者ニ交付セザリシ場合ノ前納通話料
 - 五 靜船配達ノ請求アリタルモノニ對シ其ノ取扱ヲ爲サザリシ場合ノ附加呼出料
 - 六 前納通話券ヲ使用セシテ其ノ使用期間ヲ經過シタル場合ノ前納通話料
 - 七 前納通話券ヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ料金カ前納額ニ滿タサルトキハ其ノ殘餘ノ料金
- 前項ノ請求ハ通話又ハ取扱ヲ請求シタル電話官署ニ對シテ之ヲ爲スヘシ其ノ期間ハ前

項第一號ノ場合ハ料金納付ノ日ヨリ又第二號乃至第七號ノ場合ハ該取扱請求日ヨリ起算シ六十日トス第一項第六號ノ料金選附ヲ請求スルトキハ不用前納通話券ヲ請求書ニ添附スヘシ

附 則

第三十一條 本令ハ大正三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 明治三十三年八月遞信省令第四十號電話呼出規程及明治四十一年三月遞信省令

第十三號ハ之ヲ廢止ス

第三十三條 本令施行前定メタル加入區域外ノ通話區域ニシテ同一電話取扱局所呼出區域内及同一市町村内ニ屬スルモノノ通話ニ關スル料金ハ該通話區域ノ里程ニ拘ラス當分ノ内第二十七條第一項第一號中一里以内ノ通話區域ニ相當スル率ニ依ル

子、電話火災報知ノ件

(大正十四年十月通令) (省告示第一四四八號)

左ノ地域内ニ於ケル出火ニ際シ電話ニ依リ之ヲ消防官署ニ報知セムトスルトキハ自働式局所屬ノ電話機ニ依ル場合ハ別ニ改ムル火災報知用電話番號ヲ用ヒ直接消防官署ト通話ヲ爲シ又手働式局所屬ノ電話機ニ依ル場合ハ所屬交換取扱局ヲ呼出シ單ニ「火事」ト告クヘシ但シ警鐘前ニ限ル
交換取扱局ニ於テ前項後段ノ申出ヲ受ケタルトキハ取扱上支障ナキ限り最先順位ヲ以テ便宜ト認ムル消防官署ニ接続通話セシム
東京市内(他ノ地名又ハ局名ハ關係ナキニ付之ヲ省略ス)

規定ハ之ヲ専用電話ニ準用ス

第十五條 左記各號ノ場合ニ於テハ逓信大臣ハ専用電話ノ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 出願者所轄逓信局長ノ指示スル期間内ニ設備ニ關スル料金ヲ納付セス又ハ第三條ノ寄附行爲ヲ履行セサルトキ

二 専用者専用電話ヲ他人ノ用ニ供シタリト認ムルトキ

三 前條ニ依リ一年三回以上通話ヲ停止セラレタルトキ又ハ使用停止ノ日ヨリ三十日以内ニ滯納ノ料金ヲ納付セサルトキ

四 専用者専用ニ供スル電話機電話回線及其ノ附屬物品ニ他ノ線條機械等ヲ連結シタルトキ

五 専用者専用電話ノ使用ニ關シ所轄逓信局長ノ指揮ニ遵ハサルトキ

第十五條ノ二 電話加入區域變更ノ爲専用電話ノ機械設置場所力當該電話加入區域外トナリタル場合ト雖其ノ儘其ノ専用ヲ繼續セシム

第十五條ノ三 第一條但書ノ場合ニ於テハ其ノ中ノ一人ヲ總代人ト定メ當該専用電話ノ設備及維持並料金納付等ニ關シ其ノ責ニ任セシムルコトアルヘシ

第十六條 本令ハ官廳ノ電話専用ニ之ヲ準用ス

逓信大臣ニ於テ必要ト認ムル逓信業務上ノ専用電話ハ無料トス

附 則

第十七條 本令施行前電話規則第五十一條ニ依リ同一電話加入區域内ニ於テ電話線専用ノ許可ヲ受ケタル者ハ専用電話使用ノ許可ヲ受ケタル者ト看做シ凡テ本令ヲ適用ス

第十八條 本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七、電話託送電報發受心得

電話加入者が其使用の電話機に依つて電報を發受せんとするときは（第一號又は第二號書式）豫め東京中央電信局に左の事項の届出を要します。

一 發信又は受信の別

二 電話番號

三 電話機設置場所

四 受信人居所氏名及略號登記を受けたるものは其の略號（但受信の場合に限る）

五 開始年月日

右の届出をなしたる託送電報發受電話加入者（以下單に加入者と稱す）が名義變更したる時、（第三號書式）電話番號の變更ありたる時、（第四號書式）電話加入から除名せられたる時又は託送電報の發受を廢止したる場合（第五號書式）亦届出を要します。

尙届出をした加入者が三箇月以上託送電報の發受をせぬ時は託送の取扱を罷めた者と看做して效力を失います。

一 電報の發送方

イ 加入者が電話で電報を發信する場合には自働局の加入者ならば「キヨ34—5001」とお呼びになればよし。手働局の加入者ならば先づ局を呼んで「電報」とお告げになれば局では東京中央電信局の託送電報係へつなぎます。

ロ 係が出ましたならば先づ加入電話番號と加入者名を告げて後左の順序に依つて電報を通話し領諾を受けるのです

和文電報

一 電報ノ種類（官報、私報ノ別）

二 電報ノ字數

三 電報ノ名宛

四 指定事項（指定略號ヲ用キス必ス至急、返信料前納、照校又ハ別使配達方ト云フテ下サイ。）

五 電報ノ本文

六 發信人ノ居所氏名

七 電報ニツキ注意ヲ要スルトキハ其事項

歐文電報

一 電報ノ種類（官報、私報ノ別）

二 電報ノ語數（有料語數ト實際語數ト違フ場合例ヘハ十五字以上聯記シタ語辭ハ實際一語テ有料ノ方ハ二語ト計算スル此ノ場合ハ有料語數ノ次ニ實語數ヲ通話スルコト）

三 指定（指定略號ヲ用キス必ス至急、返信料前納、照校又ハ別使配達等ト通話スルコト）

四 名宛

五 電報ノ本文

六 發信人ノ居所氏名

七 電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其事項
 電報は前以て文案を作り字数を計算して置かない
 と間違ふ虞があります。

ニ 託送電報を發受する際には暗號其他通話上判明し
 難い語辭もありますから左の通話表に依るを便利
 と致します殊に電報文は簡略を主とするもので普
 通文でも發音の酷似して居る「チとシ」「イとエ」
 又は「AとE」「mとn」の如きば往々混淆し易く
 飛んだ行違を引起す虞がありますから此の通話表
 に依つて通話すれば安全です。

二 電報の受信方

イ 東京中央電信局で加入者に電報を通話するには先
 づ其の加入者の電話番号と加入者名を確めて後左
 の順序で通話表に依つて通話致しますから加入者
 の方では之を書取つて後領諾の旨を答へて下さい
 若し電報の字数數に相違あるか又は不明瞭の點が
 ある場合は直に質問して下さい。

和文電報

- 一 電報ノ種類(官報、私報ノ別)
- 二 電報ノ字数
- 三 發信局所名
- 四 發信番號
- 五 受付月日(當日ノモノハ省略)及時刻
- 六 名宛
- 七 指定事項(至急、返信料前納、照校又ハ別使配
 達等ト通話シ次ニ其ノ略號ヲ通話ス)
- 八 電報本文
- 九 電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其事項

歐文電報

- 一 電報ノ種類(官報、私報ノ別)
- 二 發信局所名
- 三 發信番號
- 四 電報ノ語數(有料語數ト實際ノ語數トニ差異ア
 ル時ハ有料語數ノ次ニ實語數)
- 五 受付月日(當日ノモノハ省略)及時分
- 六 指定事項(至急、返信料前納又ハ別使配達等ト
 通話シ其ノ次ニ指定略號ヲ通話ス)
- 七 名宛
- 八 電報ノ本文
- 九 電報ニ付注意ヲ要スル時ハ其事項

三 電報取扱時間外の頼信方

電報取扱時間外に於ては至急電報、時間外電報、無
 線電報の外通常の電報は取扱ひませぬ

四 返信料前納證書

イ 電信局では加入者に宛てた電報の返信料前納證書
 は其の發行番號、前納金額及發行月日を電報通話
 の際通知し置き後三日間は保管します其の三日間
 に御使用がなければ加入者に送付致します。
 加入者に於て前に依り通知を受けた電信局保管中

の返信料前納證書を使用せんとする時は先づ其の
 旨竝に證書の番號を通知し次に電報を通話するこ
 と

五 尋問、改正及停止方

加入者に於て其の發受した電報に關して尋問、改正
 又は停止の請求をする時は該電報の索出上必要な事
 項を通知して下さい。

右に要した料金は精算してから通知致します

六 料金

イ 託送電報は發信は電報料金の外一通に付、著信は
 一通に付參錢宛の電報託送料を要します。

料金は特に指示する場合を除くの外毎月取纏め翌
 月の二十日迄に通貨を以て最寄の郵便局へ納付し
 て下さい。但し電話加入から除名せられた時又は
 託送電報の發受を廢した時は未納の料金は直に納
 付しなければなりません。
 右の納付すべき金額は納入告知書で通知致しま
 す。

歐 文 通 話 表

文	asia のA	bombay のB	china のC	denmark のD	
	england のE	france のF	glasgow のG	hongkong のH	
	india のI	java のJ	king のK	london のL	
	mexico のM	newyork のN	osaka のO	peking のP	
	queen のQ	roumania のR	spain のS	tokio のT	
	union のU	victoria のV	west のW	x-ray のX	
	yap のY	zero のZ			
字	1 数字のヒト	2 数字のフタ	3 数字のサン	4 数字のヨン	5 数字のゴ
	6 数字のロク	7 数字のナナ	8 数字のハチ	9 数字のキュウ	0 数字のマル
記號	・ 終 點	、 讀 點	() 括 弧	/ 斜 線	
通話方法 一 文字ヲ送ルニハ例ヘハ「A」ヲ「asiaのA」ト通話スルカ如シ 二 数字ヲ送ルニハ例ヘハ「1」ヲ「数字ノヒト」ト通話スルカ如シ 三 記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括弧ハ「()」ヲ「右向括弧」,「)」ヲ「左向括弧」ト通話スルモノトス 四 語ト語ノ中間ニハ「スペース」ト通話スルモノトス					

和 文 通 話 表

記號	字 數	字	文													
			一長音	六 数字のロク	一 数字のヒト	ン 雲南のン	ワ 若狭のワ	ラ 羅南のラ	ヤ 大和のヤ	マ 舞子のマ	ハ 箱根のハ	ナ 名古屋のナ	夕 高田の夕	サ 佐世のサ	カ 神田のカ	ア 明石のア
			、 區切點	七 数字のナナ	二 数字のフタ	ハ 濁點	井 井戸のキ	リ 陸前のリ		ミ 三島のミ	ヒ 姫路のヒ	ニ 日本のニ	チ 筑後のチ	シ 信濃のシ	キ 北見のキ	イ 岩手のイ
			レ 段 落	八 数字のハチ	三 数字のサン	。 半濁點		ル 留筋のル	ユ 夕張のユ	ム 武蔵のム	フ 福井のフ	又 沼津の又	ツ 敦賀のツ	ス 隅田のス	ク 久留米のク	ウ 上野のウ
			() 括 弧	九 数字のキュウ	四 数字のヨン		エ 恵比須のエ	レ 蓮華のレ		メ 目黒のメ	ヘ 平和のヘ	ネ 根室のネ	テ 天満のテ	セ 攝津のセ	ケ 京城のケ	エ 江戸鳥のエ
				〇 数字のマル	五 数字のゴ		ヲ 尾張のヲ	ロ 羅馬のロ	ヨ 吉野のヨ	モ 門司のモ	ホ 伯耆のホ	ノ 能代のノ	ト 富山のト	ソ 宗谷のソ	コ 小倉のコ	オ 大津のオ
			三 記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括弧ハ「()」ヲ「右向括弧」,「)」ヲ「左向括弧」ト通話スルモノトス 二 数字ヲ送ルニハ例ヘハ「1」ヲ「数字ノヒト」ト通話スルカ如シ 一 文字ヲ送ルニハ例ヘハ「A」ヲ「asiaのA」ト通話スルカ如シ													
			通話方法 一 文字ヲ送ルニハ例ヘハ「A」ヲ「asiaのA」ト通話スルカ如シ 二 数字ヲ送ルニハ例ヘハ「1」ヲ「数字ノヒト」ト通話スルカ如シ 三 記號ヲ送ルニハ其ノ本來ノ名稱ヲ以テ通話スルモノトス但シ括弧ハ「()」ヲ「右向括弧」,「)」ヲ「左向括弧」ト通話スルモノトス 四 語ト語ノ中間ニハ「スペース」ト通話スルモノトス													

届 書 書 式

用紙半紙

(電話加入者ナラハコノ書式ニヨラシテ略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ)

第一號書式

電報電話託送請求書

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村何々何番地

電報規則第五百二十二條ニ依リ右電話機ヲ以テ電報

(發信又ハ著信ノ別) 託送仕度及請求候也

大正何年何月何日

住 所 市區町村何丁目何番地

加入者 氏 名

東京中央電信局御中

用紙半紙

略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ

第三號書式

託送者名義變更届

電報ノ區別 發信(又ハ)受信

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村何々丁目番地

右電話加入名義ヲ年 月 日新名義人ニ變更仕候

ニ就テハ從來ノ電報託送名義モ同一人ニ御變更相

成度當事者運署ヲ以テ及御届候也

年 月 日 市區町村何々丁目番地

舊名義人 氏 名

新名義人 氏 名

東京中央電信局御中

用紙半紙

第四號書式

電話番號變更届

電報ノ區別 發信(又ハ)受信

電話番號 舊何 局 何 番 新何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村何々丁目番地

右何々ニ依リ前記ノ通り變更候ニ付自今何局何番

ヲ以テ電報託送可仕此段及御届候也

年 月 日 市區町村何々丁目番地

右加入者 氏 名

東京中央電信局御中

用紙半紙

(加入者ニアラサルモノハコノ書式ニヨラシテ略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ)

第二號書式

電報電話託送請求書

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村丁目番地

同居住者氏名 何 某

右居住者ヨリ發信スル(又ハ、ハ著信スル)電報

ヲ電報規則第五百二十二條ニ基キ前記電話機ニ依リ

託送仕度及請求候也

但シ電報料金納付其ノ他一切ノ責任ハ加入者ニ

於テ負擔可仕候

大正何年何月何日

右加入者 住 所 市區町村何丁目何番地

氏名 何 某

東京中央電信局御中

用紙半紙

略號登記アルモノハ其ノ略號ヲモ附記セラレタシ

第五號書式

電報電話託送廢止届

電報ノ區別 發信(又ハ)受信

電話番號 何 局 何 番

電話機設置場所 市區町村何々丁目番地

右電話機ニ依ル電報託送ヲ廢止仕候ニ付及御届候

也

年 月 日 市區町村何々丁目番地

右加入者 氏 名

東京中央電信局御中

◆追加番號簿は本電話番號簿より先きに御覽下さい◆

大正十五年度

追加電話番號簿 (第一號)

東京中央電話局

(麴町區錢瓶町)

本番號簿には下記のことを登載してあります

- ◎ 浅草局より下谷局へ所屬替となるべき加入者
所屬替實施は……………十二月一日(十一月三十日夜半)
所屬替區域……………略圖及町名は本表紙裏面にあり
- ◎ 浅草、銀座、墨田、高輪、浪花の各分局へ收容すべき電話特別開通申請者にして十月十五日までに設備費を納付し電話番號の決定した加入者
- ◎ 十五年五月一日現在の番號簿締切後九月迄の間に新規開通の加入者
- ◎ 十五年五月一日現在の番號簿締切後九月三十日迄の間に於ける名義變更、設置場所變更等に因る異動及最近までの番號簿へ他人名義、重複掲載等の掲載請求ありたるもの
- ◎ 十五年五月一日現在發行の番號簿中電話番號、氏名、設置場所の誤謬、掲載洩、掲載箇所相違のもので十月三十日迄に申出ありたるもの及當局にて發見したもの

注 意

十五年五月一日現在發行の番號簿中局名、局番號、電話番號の相違及誤掲載削除を要するものは本簿を訂正して置きませんと行違を生じますから本追加簿の最終に正誤表として登載して置きましたものだけは御面倒でも該當の部分を訂正して下さい。

◆追加番號簿は每號右端に著色して其の號數を區別し易くしてあります◆

◆此の追加番號簿は本電話番號簿と併せて使用して下さい◆

◆追加番號簿は本電話番號簿の上に綴込んで下さい◆